

4 2 0 学校法人九里学園役員等報酬規程

第1章 総則

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人九里学園（以下、「法人」という。）の理事、監事（以下、「役員」という。）及び顧問、評議員の報酬、賞与及び退任慰労金、費用に関し、必要な事項を定めたものである。

(適用の除外)

第 2 条 顧問、評議員については、第 3 章の規定は適用しない。

(定義)

第 3 条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、前 2 号以外の理事をいう。
- (4) 顧問とは、学校法人九里学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）第 1 2 条第 2 項の規定により、理事長が委嘱した者をいう。
- (5) 評議員とは、寄附行為第 2 2 条の規定により定める者をいう。
- (6) 役員、顧問及び評議員の報酬等とは、報酬、賞与、退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員の報酬等には、職員の給与規程及び退職金規程に基づくもの含まない。
- (7) 費用とは、役員及び顧問として職務執行に伴い生じる旅費（日当、交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

第2章 報酬

(報酬の決定基準)

第 4 条 役員及び顧問の報酬予算は、評議員会の意見を徴し、理事会において決定する報酬予算の範囲内とする。

- (1) (削 除)
- (2) (削 除)
- (3) (削 除)

2 常勤の役員の執務報酬は【別表 1】、非常勤の役員及び顧問の執務報酬は【別表 2】のとおりとし、その報酬額は理事会において決定する。

3 役員及び顧問、評議員が理事会、評議員会に出席した時、及び臨時に又は特別に法人の業務に従事したときの執務報酬は、【別表 3】に定める基準により支給する。

4 年度の中途に就任した役員及び顧問の報酬は、その都度前項の基準に基づき理事長が決定する。

(報酬の支給)

第 5 条 常勤の役員に対する報酬は、法人職員の給与支給日に支給し、非常勤の役員及び顧問に対する報酬は、年度末に支給する。ただし、前条第 3 項に定める役員及び顧問、評議員に対する報酬は、その都度支給する。

(報酬の改定等)

第 6 条 常勤の役員が非常勤となったとき、又は非常勤の役員が常勤となったときは、その服務の実態に応じて新たに報酬額を決定する。

- 2 役員及び顧問が病気その他の事由によって休業し、理事長が認めたときはその任期が満了するまでは、原則として報酬の変更は行わない。
- 3 報酬に対しては定期の増額は行わない。ただし、法人職員の給与改定が行われたときは、その時期に合わせて、報酬の改定を行うことがある。

(削 除)

(削 除)

第 3 章 役員の賞与

(役員の賞与の決定基準)

- 第 7 条 法人の財政を勘案し可能と認めたときは、役員に賞与を支給する。
- 2 賞与は常勤役員に支給する。非常勤役員には特別の場合を除き支給しない。
 - 3 役員の賞与は、報酬月額を基準として法人の職員と同様の支給率で支給する。

(役員の賞与の支給)

第 8 条 役員の賞与を支給するときは、法人の職員の賞与支給日に支給する。

(削 除)

第 4 章 退任慰労金

(退任慰労金の決定基準)

第 9 条 退任慰労金は、役員及び顧問が次の各号の一に該当して退任するとき、常勤の役員及び顧問が非常勤となったとき並びに非常勤の役員及び顧問が常勤となったとき、その在任期間中の功労に報いるために、理事会が決定して支給する。

- (1) 任期満了により退任したとき
- (2) 自己都合により退任したとき
- (3) 傷病又は死亡により退任したとき
- (4) その他やむを得ない事情と認められて退任したとき

2 前項第 2 号及び第 4 号に該当するときで、退任の日の属する任期の在任期間が 1 年に

満たない場合は、その期間については支給しない。

- 3 在任中、重大な損害を法人に与えた役員及び顧問に対しては、第10条によって計算した額から減額して支給することができる。

(退任慰労金の算定方法)

- 第10条 退任慰労金は、当該役員及び顧問が在任した期間に応じて、次の算式によって得た額とする。

役員及び顧問が退任した月の報酬月額(非常勤の役員及び顧問の場合は年額の1/12の額) × 2 × 在任期間

- 2 在任期間は年を単位とし、1年に満たない部分は12か月分の月数として月未満の日数は切捨てる。

(削 除)

(遺族の範囲及び順位)

- 第11条 役員及び顧問が在任中死亡したときの退任慰労金は、その遺族に支給する。遺族の範囲及び順位は、学校法人九里学園退職金支給規程第13条の規定を準用する。

(削 除)

(退任慰労金の支給)

- 第12条 退任慰労金は、退任又は死亡の日から3か月以内に支給するものとする。

(費用)

- 第13条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

- 第14条 この法人は、この規則をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃等)

- 第15条 この規程の改廃は、評議員会に意見を徴したうえで理事会の決議により行う。

- 2 この規程の実施に関連して必要な事項が生じた場合には、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和52年2月9日より実施する。
- 2 この規程は、昭和58年1月1日より一部改正実施する。
- 3 在任期間の計算は、学校法人成立の日(昭和34年12月21日)以後の就任日を超

点として計算し、昭和52年2月8日以前の期間を除外するものではない。

- 4 この規程は、昭和62年9月26日より実施する。
- 5 この規程は、2020年4月1日より実施する。
- 6 この規程は、2021年4月1日より改正施行する。